

議案第 84 号

亀山市看護師等入学支度金及び修学資金貸与条例の制定について

亀山市看護師等入学支度金及び修学資金貸与条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 11 月 27 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市看護師等入学支度金及び修学資金貸与条例

提案理由

条例の制定について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市看護師等入学支度金及び修学資金貸与条例

(趣旨)

第1条 この条例は、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を養成する学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に修学し、養成施設を卒業した後、亀山市立医療センター（以下「医療センター」という。）において看護師等として勤務しようとする者に対して貸与する入学支度金及び修学資金に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与)

第2条 病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、次に掲げる養成施設に入学しようとする者又は在学する者で、当該養成施設を卒業した後、医療センターにおいて看護師等として勤務しようとするものに対し、予算の範囲内において入学支度金又は修学資金（以下「入学支度金等」という。）を無利息で貸与するものとする。

(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第21条第1号の規定により文部科学大臣が指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）、同条第2号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は同条第3号の規定により都道府県知事が指定した看護師養成所

(2) 法第22条第1号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は同条第2号の規定により都道府県知事が指定した准看護師養成所

2 前項において「養成施設に入学しようとする者」とは、同項各号に掲げる養成施設の入学試験に合格し、当該養成施設への入学に係る手続を行う者をいう。

(貸与額等)

第3条 入学支度金の貸与額は、72万円以内において管理者が定める額とする。

2 修学資金の貸与額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額以内において管理者が定める額とする。

(1) 前条第1項第1号に掲げる養成施設に在学している者 月額
6万円

(2) 前条第1項第2号に掲げる養成施設に在学している者 月額
1万5,000円

3 前項の規定にかかわらず、入学支度金を貸与した者に対する入学年度における修学資金の貸与額は、貸与した入学支度金の額と修学資金との合算額が72万円を超えないものとする。

4 入学支度金は、その貸与を決定した日から30日以内に貸与額の全額を貸与するものとする。

5 修学資金は、管理者がその貸与を決定した際に定めた月から在学している養成施設を卒業する日の属する月までの間、毎月貸与するものとする。ただし、特別な理由があると管理者が認めた場合は、2月分以上を併せて貸与することができる。

(保証人)

第4条 入学支度金等の貸与を受けようとする者は、管理者が定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、入学支度金等の貸与の決定を受けた者(以下「貸与決定者」という。)と連帯して債務を負うものとする。

(貸与の決定の取消し等)

第5条 管理者は、貸与決定者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、入学支度金等の貸与の決定を取り消すものとする。この場合において、修学資金の貸与の決定を取り消すときは、当該事実の発生した日の属する月の翌月からその修学資金の貸与の決定を取り消すものとする。

(1) 養成施設への入学することをやめたとき。

- (2) 養成施設を退学したとき。
- (3) 心身の故障のため修学を継続できる見込みがなくなつたと認められるとき。
- (4) 学業成績又は性行が著しく不良となつたと認めたとき。
- (5) 入学支度金等の貸与を受けることを辞退したとき。
- (6) 死亡したとき。
- (7) 偽り又は不正な手段によって入学支度金等の貸与の決定を受けたと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入学支度金等の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたとき。

2 管理者は、貸与決定者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学した日又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、貸与を行わないこととされた月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該貸与決定者が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

(返還)

第6条 入学支度金等の貸与を受けた者（以下「修学生」という。）

は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その理由の生じた日の属する月の翌月から起算して1年以内に、管理者が定めるところにより、一括又は月賦その他の割賦の方法で貸与を受けた入学支度金等を返還しなければならない。

- (1) 前条第1項の規定により入学支度金等の貸与の決定を取り消されたとき。
- (2) 養成施設を卒業した日から2年を経過する日までに、当該養成施設に係る看護師等の免許を取得できなかったとき。
- (3) 看護師等の免許を取得した後、直ちに医療センターにおいて看護師等として採用されなかったとき。
- (4) 看護師等の免許を取得した後、直ちに医療センターにおいて

看護師等として採用され、引き続き看護師等として勤務した期間（以下「在職期間」という。）が、修学資金の貸与期間に相当する期間（入学支度金のみ貸与を受けた場合にあっては、1年間）に満たなかったとき。

（5）公務以外の理由により死亡したとき。

（返還の猶予）

第7条 管理者は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に掲げる理由が継続する間、入学支度金等の返還を猶予することができる。

（1）第5条第1項の規定により入学支度金等の貸与の決定が取り消された後も、引き続き当該養成施設に在学しているとき。

（2）第2条第2号の養成施設を卒業後、更に同条第1号の養成施設において在学しているとき。

（3）疾病、災害その他やむを得ない理由があると認められるとき。

（返還の当然免除）

第8条 管理者は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、入学支度金等の返還を免除するものとする。

（1）養成施設を卒業した日から2年以内に看護師等の免許を取得し、かつ、在職期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（入学支度金のみ貸与を受けた場合にあっては、1年間）に達したとき。

（2）医療センターに看護師等として勤務している期間中に、公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため勤務を継続することができなくなったとき。

2 前項第1号に規定する場合において、医療センターに看護師等として勤務した後、疾病、災害その他やむを得ない理由によりその勤務ができなくなり、その理由がなくなった後、直ちに勤務した者の在職期間の計算については、先に勤務した期間は、後の勤務した期間に引き継いだものとみなす。

(返還の裁量免除)

第9条 管理者は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与した入学支度金等のうち返還期日が到来していない部分について、全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 養成施設を卒業した日から2年以内に看護師等の免許を取得し、かつ、当該免許を取得した後直ちに医療センターの看護師等として採用された場合で、前条第1項の規定により免除を受ける前に管理者がやむを得ないと認めた理由により退職したとき。

(2) 前条第1項第2号に規定する場合を除くほか、死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により入学支度金等の返還が困難になったとき。

(延滞利息)

第10条 修学生は、正当な理由がなく入学支度金等を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に年7.3パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(亀山市看護師等修学資金返還免除に関する条例の廃止)

2 亀山市看護師等修学資金返還免除に関する条例(平成17年亀山市条例第97号)は、廃止する。

(亀山市看護師等修学資金返還免除に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の亀山市看護師等修学資金返還免除に関する条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例の相当する規定によりした処分、手続その

他の行為とみなす。